

佐賀で大地震が起こるのは、明日かもしれない。

出典：熊本地震デジタルアーカイブ 提供者：益城カメラ

住まいの耐震化を支援します!

耐震診断補助制度

○昭和56年5月31日以前に着工された戸建て木造住宅が対象

※所有者自ら居住する個人所有の住宅が対象です。(店舗などの併用住宅及び借家は対象外)

[一般診断]

※詳細診断や補強設計は別途有料

(補助制度は、2パターンあります。)



<派遣制度>

市町が耐震診断費用を負担してお住まいの住宅に診断士を派遣



<通常補助>

耐震診断費用の2/3を補助
※佐賀県木造住宅耐震診断登録建築士に診断を依頼することが条件

<自己負担額>

事務手数料 5千円

<自己負担額の目安>

○現況図面がある場合：2万4千円
○現況図面がない場合：3万4千円

耐震改修補助制度

○耐震診断で改修が必要と判断された住宅が対象

(補助制度は、2パターンあります。)



<総合支援事業>

耐震改修の設計と工事とを総合的に行う事業に対して、最大80%を補助



<通常補助>

耐震補強工事の費用に対して、23%を補助

【例】工事費用が150万円の場合
→100万円※を補助
※補助上限100万円

【例】工事費用が150万円の場合
→34万5千円を補助

ブロック塀の除却補助制度



○裏面の安全点検チェック項目に不適合があるブロック塀が対象

危険なブロック塀の除却費用に対して2/3を補助

※市町によって補助制度が異なりますので、詳しくはお住まいの市町担当窓口へお尋ねください。

Q

佐賀県で
大きな地震なんて
起きないでしょ？



A

佐賀県の真下にも
活断層が存在します！

いつ、大地震が起きてもおかしくありません

Q

耐震化って、
まずは何から
はじめればいいの？



A

住宅の「耐震診断」で、
自宅の地震に対する
強さを確認しましょう！

佐賀県で耐震診断の補助を行っています

県内全市町で耐震診断の補助を行っています。

耐震化に関する市町担当窓口一覧

市町により受付期間が異なります。また、受付期間内でも予算が無くなり次第、受付終了となります。お早めにお問い合わせください。

耐震診断補助制度〔一般診断〕
派遣制度 ●
通常補助 ▲

耐震改修補助制度
総合支援事業 ●
通常補助 ▲

ブロック塀の除却補助制度 ●

市名〔担当課名〕	電話番号	補助事業
佐賀市〔建築指導課〕	☎0952-40-7170	●●●
唐津市〔建築住宅課〕	☎0955-72-9139	●●
鳥栖市〔建設課〕	☎0942-85-3600	●●
多久市〔都市建設課〕	☎0952-75-4826	●●
伊万里市〔都市政策課〕	☎0955-23-2464	●●●
武雄市〔建築住宅課〕	☎0954-23-9221	▲▲
鹿島市〔建設住宅課〕	☎0954-63-3415	●●
小城市〔定住推進課〕	☎0952-37-6150	●●●
嬉野市〔新幹線・まちづくり課〕	☎0954-27-7020	●●●
神埼市〔建設課〕 〔都市計画課〕	☎0952-37-0103 ☎0952-37-3874	●●●

(ブロック塀)

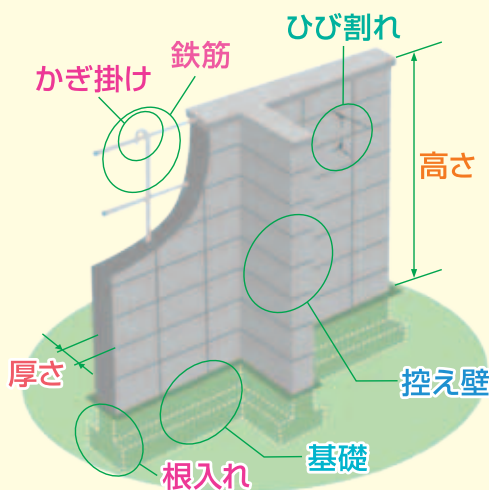
市名〔担当課名〕	電話番号	補助事業
吉野ヶ里町〔建設事業課〕	☎0952-37-0348	●●●
基山町〔定住促進課〕	☎0942-92-7920	●▲
上峰町〔建設課〕	☎0952-52-7414	▲▲●
みやき町〔建設課〕	☎0942-96-5531	●●●
玄海町〔まちづくり課〕	☎0955-52-2156	▲▲●
有田町〔建設課〕	☎0955-46-5615	▲▲●
大町町〔農林建設課〕	☎0952-82-3151	●▲●
江北町〔基盤整備課〕	☎0952-86-5616	●●●
白石町〔建設課〕	☎0952-84-7124	▲●
太良町〔建設課〕	☎0954-67-0313	●▲●

2024年4月1日現在

～同時にブロック塀の安全点検も行いましょう～

ブロック塀除去の補助を実施している市町があります！

大地震により、ブロック塀が倒壊する場合があります。以下の項目を点検し、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、施工者などに相談しましょう。詳しくは市町担当窓口へお尋ねください。



塀は高すぎないか

塀の高さは地盤から2.2m以下まで

塀は健全か

塀に傾きや、ひび割れはありませんか

基礎はあるか

コンクリートの基礎はありますか

〈施工者などに相談しましょう〉

塀に鉄筋は入っていますか*

*塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部と基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。

・基礎の根入れの深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

塀の厚さは十分か

塀の厚さは10cm以上ありますか
(塀の高さが2m超えかつ2.2m以下の場合は15cm以上必要です)

控え壁はあるか

(塀の高さが1.2m超の場合)
塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁がありますか

出典：パンフレット「地震からわが家を守るう」
日本建築防災協会 2013.1より一部改

